

第18回（平成26年度第1回）熊谷市入札適正化委員会 会議の概要

1 開催日時 平成26年10月1日（水） 午後2時開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第4委員会室

3 会議の内容

(1) 開会

(2) 委嘱状交付、市長あいさつ

(3) 議事

ア 委員長の互選及び委員長職務代理の選出

イ 熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要

ウ 入札手続の運用状況に関する報告

エ 抽出事案に関する審議

<市長部局>

・ 一般競争入札 2件／対象案件 33件

・ 指名競争入札 2件／対象案件 51件

・ 随意契約 1件／対象案件 8件

<水道部>

・ 一般競争入札 1件／対象案件 13件

・ 指名競争入札 1件／対象案件 19件

・ 随意契約 0件／対象案件 0件

オ 次回抽出委員の指名

カ その他

(4) 閉会

議事の概要

1 委員長の互選及び委員長職務代理の選出

現委員体制となり初めての委員会であるので、各々の役職を互選し決定した。

2 熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要

資料に基づき、事務局から、熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市入札制度の概要について説明を行った。

【質疑応答】

委員： 最低制限価格は事前に公表するのか、事後公表か。

事務局： 設計金額のみ事前公表している。予定価格及び最低制限価格は事後公表としている。公共工事の予定価格の適正な設定について、国から示されており、これに基づき本市としても設計金額を下回らない予定価格を設定することとした。公表されている建設工事の入札結果のとおり、設計金額と予定価格が同額となっている。また、最低制限価格については、中央公契連モデルの算定方法を準用しており、計算式が公表されているため、比較的計算しやすい状況ではあるものの、金額についてはあくまで事後公表としている。

3 入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成26年4月1日から平成26年8月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

【質疑応答】

委員： 前年度同時期の発注件数は。

事務局： 市長部局の工事が80件で約20億860万円、業務委託が18件で9,960万円である。工事のボリュームが昨年度より多くなっているため、早めの発注を心がけている。

委員： 一般競争入札と指名競争入札について、市長部局と水道部、制度としての違いは両者にあるのか。

事務局： 設計金額1,000万円以上が一般、それ未満が指名であるのは両者とも同様である。

4 抽出事案に関する審議

委員により抽出された下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

<市長部局>

事案1・・・熊谷市立久下小学校屋内運動場建築工事【一般競争入札】

事案2・・・熊谷市スポーツ・文化村建築改修工事（第2期）【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 事案1と事案2とで1日違いの開札である。同日での執行は考えなかったのか。

事務局： 同工種、同規模、同日公告の一抜け方式については、応札状況を含め様々な考え方がある。事案1は体育館3校の一抜けのひとつの新築工事、事案2はスポーツ・文化村の改修工事である。このため、一抜け方式の同列の案件として扱わなかった。一抜け方式に対する是非論もあると思うが、今後、議論を深めていきたい。

委員： 事案1の予定価格と落札価格とは、同額に近いが、このような入札もありうるのか。

事務局： 工事内容により、最低制限価格近くまで値を下げて落札したいという案件もあるかもしれない。逆に、今回の案件のように、工事動線が狭小であるといった、設計金額そのものに表れないコスト増の要因になると仮定した場合に、応札はす

るものの予定価格を上回れば落札できないため、予定価格の端数を切ってこのような応札になったものと推測している。今年度から、予定価格と最低制限価格の設定方法が一部変わったことにより発生している事象である。

委員： 最低制限価格はどのように計算しているのか。

事務局： (最低制限価格の計算方法について説明)

委員： 本年度からこのような最低制限価格の設定となったということか。

事務局： 設定に当たっての設計金額を構成する各費目の掛け率に変更はない。ただし、25年度中に一般管理費の掛け率を0.3から0.55に改正している。

委員： 計算方法としては分かる。ただ、片方の事案は最低制限価格近くに応札となり、片方は予定価格近くに応札となるというのはどういうことか。

事務局： 応札した側でしか確かなことはわからないと思うが、事案2は設計金額の9割でも利益が取れるものと判断し、逆に、事案1については、9割では採算が取れないと判断したのではないかと考える。

委員： 設計金額が事前公表されているのだから、同額入札があるというのは分かるが、今後も検証をお願いしたい。

委員： 「資格喪失」とあるのは、入札が行われたものか、あるいは入札そのものがなかったのか。

事務局： 入札参加希望者は、電子入札において、入札参加申請を行い、見積りをしたうえで改めて入札するか辞退するかを判断する。札を開くにあたり、一抜けで先行して落札候補者になった者を、札を開く前にその札の入札を無効として処理する。札は入れているが、開札にあたり「資格喪失」として事前処理したものである。

事案3・・・道路整備工事（市道80267号線）【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 失格業者は、最低制限価格を下回っているものの失格者の方が最低制限価格により近い。この場合、どちらが得なのかとも考えるが。

事務局： 安いほうがいいのでは、というのも一つの考え方であると思う。ただ、公共工事の品質確保のため、どこかで線を引かなくてはならない、というのも事実である。最低制限価格制度に対する否定的意見も一部にはある。

委員： 総合評価方式のものであれば、低入札価格調査になると思うが。

事務局： 建設工事の入札において、原則、最低制限価格を採用している。事案3は通常の指名競争入札であり総合評価ではないので、低入札価格調査制度を採用せず最低制限価格を用いている。

委員： 指名選定の理由に、地域性、価格競争性をうたっているが、これはどういうことか。

事務局： 指名競争入札においては、その会社が地域に密着しているかどうか、また、機械持込みの手間なども考慮するため、地域性、工事場所に精通しているかどうかということを検討する。

委員： 業務委託には、地域性は入っていないようだが、あえて地域性を入れる必要があるということか。

事務局： 選定要件は、工事と業務委託ではだいぶ異なる。例えば、その会社の前を工事する場合に、その会社を指名から外すということは、考えにくい。

委員： 事案3はC級工事だが、区分を越えて指名している。このような例があるのか。入札状況等を考慮するとは、どのようなことか。

事務局： 設計金額によって指名業者数が決まっているが、その数を上回るように設定し業者数を満たすようにしている。C級工事であればB級を追加、足らなければ更にA級を加えるなど、一般的に行っている。

委員： C級は全体で何者いるのか。また、今回指名した業者の級区分の内訳はどのようなものか。

事務局： 37者である。ただし、純然たる土木業者のみの登録ではないので、全ての業者が入札に応じてくれるかは不透明である。内訳は、B級が3者、C級が7者である。

事案4・・・熊谷市立吉岡小学校屋内運動場建築工事設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 低入札価格調査の方法はどのようなものか。

事務局： 低入札価格での入札のうち、最低額の入札をした業者に対し、会社規模、他業務との兼務の度合いや実際にその額で応札した理由、給料の支払状況などについて調査し、それで大丈夫と判断されれば、その者を落札者とする制度である。第1に調査した者が調査の結果失格となれば、次点の者を調査する。

委員： 調査の結果、失格となったこともあったのか。

事務局： 実例がある。業者から資料等の提出があった中で判断したものである。

委員： 参加業者数は十分確保されているのか。

事務局： 基準となる指名業者数を、上回る数の業者を指名している。

委員： 低入札価格調査を実施した中で、どのように落札者と決めたのか。

事務局： 業者を呼び事情を聴取し、過去に同様の複数の業務を設計した実績を有し、相応のノウハウを持っているということ、企業として大きいため、いくつかの仕事を掛け持ちながらできること、後は企業努力面、信用状況等の報告から判断した。

事案5・・・防災行政無線（固定系）デジタル化整備実施設計業務委託【随意契約】

【質疑応答】

委員： このような事案は、プロポーザルよりも総合評価の方がよいのではないか。どのようにプロポーザルを採用したのか。

事務局： 総合評価は、要領にのっとり実施しているが、簡易型を採用し、技術提案はない。プロポーザルは、これまでも各課で実施しており、一定の指針として昨年度末ガイドラインを策定した。この事案はそのガイドライン策定前の個別決裁によるプロポーザル採用である。

委員： 今後はガイドラインの適用があるということか。

事務局： そのとおりである。

委員： プロポーザルの業者選定は、何を基準に行ったのか。

事務局： 形式は公募型で、メーカー8者が基準に当てはまるものと想定していたが、最終的に5者から応募があり、一定の金額基準の中で技術提案を行ってもらい、選定委員会で判断したものである。

事案6・・・玉作浄水場第5・6水源機械電気設備工事【一般競争入札】

事案7・・・江南浄水場配水池等基本設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 業者が非常に限られている印象がある。同一業者が続けて落札しているが、とくに支障はないのか。

事務局： 大半が特定施設の修繕工事であり、受注できる業者が限られるということはある。

委員： 事案7の指名対象の理由は。

事務局： 業務の精通性、実績等を勘案した結果、このような指名となった。

(5) その他

事務局： くじ引きの増加などは、現在課題となっている。現行の制度は半年を経過したとこ

ろであるので、今後の入札動向なども見極めつつ、検証をしていきたいと考えている。

委員： 最低制限価格のあり方は、確かに難しい部分である。更に震災復興事業やオリンピック事業への対応が求められる中で、発注が難しいと思われる環境において早期発注に心掛けている、という話もあった。ただ、工事発注の目的は、市民の安心安全のためであり、そのために行う入札については、今後も公平公正にお願いしたい。

5 次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

以上で、閉会となった。